

聖母インターナショナルプリスクール園則

第1章 総則

（目的）

第1条 本園は、建学の精神に基づいた保育のもと、園児が心身ともに健全な成長を遂げるとともに、英語に特化した学びを通して国際性の素地を身につけることを目的とする。

（名称）

第2条 本園は、聖母インターナショナルプリスクールと称する。

（所在地）

第3条 本園の位置を、京都府京都市伏見区深草田谷町1に置く。

（保育年限）

第4条 園の保育年限は、1年、2年及び3年とする。

（学級数及び定員）

第5条 本園の学級数は、3歳児2学級、4歳児1学級、5歳児1学級、合計4学級とし、収容定員は、90名とする。

（教職員組織）

第6条 本園に次の職員を置く。

園長、保育主任、保育職員、英語講師、事務職員

2 その他必要な職員を置くことができる。

第2章 入園、退園、転園、休園及び修了

（入園時期）

第7条 入園期は、毎年4月1日とする。ただし、時宜により臨時に入園を許可することがある。

（入園資格）

第8条 本園に入園できる者は、原則として満3歳から小学校就学期に達するまでの幼児とする。

（入園申込）

第9条 入園志願者は、所定の入園願書に入園審査料を添えて提出する。

2 前項の入園審査料は、別表1のとおりとする。

（入園許可）

第10条 入園については、選考の上園長が許可する。

（入園手続）

第11条 本園に入園の許可を受けた者は、本園所定の誓約書に入園金を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の入園金は、別表2のとおりとする。

（誓約書）

第12条 本園に入園を許可されたものは、誓約書を提出しなければならない。

（休園、転園及び退園）

第13条 休園、転園又は退園しようとする者は、その理由を文書でもって保証人から園長に届け出なければならない。

2 伝染病などに罹患、若しくはそのおそれのある園児であって、他の園児の保育に妨げがあると認

めた場合、園長は保証人に対して出席停止を命じることがある。

(修了の認定並びに証書の授与)

第14条 園長は、園児の卒園の際、本園所定の保育プログラムを修了したと認めた者には、証書を授与する。

第3章 保育期間及び休園日

(保育期間)

第15条 保育期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休園日)

第16条 休園日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び日曜日

(2) 夏季休園 8月9日から8月18日まで

(3) 降誕祭 12月25日

(4) 冬季休園 12月29日から1月4日まで

(5) 毎土曜日

(6) その他園長が必要と認めた日

2 園長が必要と認めたときは、休園日を変更することがある。

(臨時休園)

第17条 非常変災その他緊迫の事情があるとき、園長は、臨時に保育を行わないことがある。

第4章 保育

(保育プログラム)

第18条 園児の発達に資するために、以下を目標とする保育プログラムを行う。

(1) カトリック精神に基づき、園児一人ひとりを大切にする。

(2) 知徳体のバランスのとれた成長を促す。

(3) グローバル社会を生きていくための土台作りをする。

(4) 体験活動を重視し、「生きる力」を体得させる。

(5) 家庭との連携を密にする。

(保育日時数)

第19条 本園の年間保育週数は、40週以上とし、1日の保育時間は原則午前9時から午後5時までとする。ただし、保育時間については、季節により多少変更することがある。

第5章 章賞

(賞)

第20条 園長は、保育上必要があると認められたとき園児を賞する。

第6章 保育料等

（保育料）

第21条 本園の保育料は別表3のとおりとし、保育料等（以下「保育料等納付金」という。）については、3期分納するものとする。

2 3期分納の期日は、次のとおりとする。以下に示す期日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌日の営業日とする。

第1期（4月～7月分） 4月26日

第2期（8月～11月分） 8月26日

第3期（12月～翌年3月分） 12月26日

（保育料等納付金）

第22条 園児が在籍する間は、出席の有無にかかわらず、保育料等納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

2 3期分納のうちいずれかの1期分の保育料等納付金の納付がない場合には、保証人に督促する。1期分を完納しない状態でさらに次期分を滞納した場合、原則として次期分の納付期日の属する月の末日をもって当該園児を退園とする。

3 既納の納付金は、その理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。

4 休園、転園、退園時の保育料等納付金については、学校法人聖母女学院学費等取扱基準に基づき取り扱う。

第7章 保証人

（保証人の資格）

第23条 保護者又は後見人を保証人とする。

（副保証人）

第24条 自宅から通園をしない者は、副保証人を定めなければならない。副保証人は、独立の生計を営む者で、園児の生活と教育に責任を持つ者でなければならない。ただし、この場合あらかじめ園長の承認を必要とする。

（保証人の責任）

第25条 保証人は、園児の在籍中その身上に関する責任を持ち、園の教育活動に協力しなければならない。

（保証人の変更）

第26条 保証人に変更のある場合は、すみやかに届け出なければならない。

（届出）

第27条 園児が疾病その他の事由のため欠席が1週間以上に及ぶとき、保証人は、その旨園長に届け出なければならない。

2 園児、保護者がその住所氏名を変更した場合は、遅滞なく園長に届け出なければならない。

第8章 雑則

（細則）

第28条 この園則に関して必要な細則は、園長が別に定める。

附 則

この園則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、2023年4月1日から施行する。

2 この園則別表3（第21条第1項）保育料の規定は、2023年度の新入生から適用する。

別表1（第9条第2項） 入園考査料

入園考査料（受験料）	5,000円
------------	--------

別表2（第11条第2項） 入園金

入園金	70,000円
-----	---------

別表3（第21条第1項） 保育料

保育料	1,320,000円
-----	------------

但し、2023年度に限り、4歳児・5歳児は960,000円、2024年度に限り、5歳児は960,000円とする。